

(証券コード 9835)
2023年5月10日

株 主 各 位

島根県益田市遠田町2179番地1

株式会社ジュンテンドー

代表取締役社長 飯塚 正

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第62回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.juntendo.co.jp/ir/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページからの「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2023年5月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2023年5月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 島根県益田市遠田町2179番地1
当社本社（ジャストホール）
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第62期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | | 会計監査人選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

【新型コロナウイルスに関するお願い】

- ◎本総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ◎役員および運営スタッフは、開催日当日の状況に応じて、マスクを着用させていただきます。
- ◎株主総会における、新型コロナウイルス感染防止への対応については、当社ウェブサイト (<https://www.juntendo.co.jp/>) に掲載させていただきます。今後の状況変化によっては、内容を随時変更いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2023年5月26日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年5月25日(木曜日)
午後6時00分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年5月25日(木曜日)
午後6時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX股
××××年××月××日

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX
見本

○●○○○○○

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

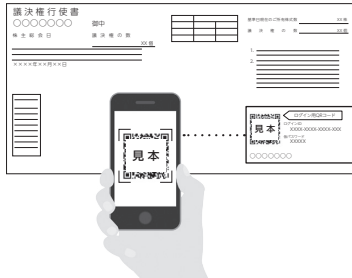
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 新しいパスワードを登録する。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使について
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

インターネットによる議決権行使の際のご注意

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、インターネットまたは議決権行使書の郵送による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

- ・毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。
- ・インターネット接続にファイヤーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- ・株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。なお、新しいパスワードはお忘れにならないでください。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

ご不明な点がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027 （受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

第62期事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症が感染拡大と縮小を繰り返しながらも、年度後半には行動制限の緩和が行われ、社会経済活動は正常化へ向けた動きが進みました。一方、ウクライナ情勢をめぐる地政学リスクの長期化、原油・資材価格の高騰や円安の進行等の要因から、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。個人消費につきましては、行動制限緩和に伴う人流の回復により、サービス消費を中心に持ち直しの動きが見られましたものの、エネルギー価格の高騰や日用品、食品をはじめとして幅広い分野に及んでいる物価上昇が、上向きかけた消費マインドに水を差す形となりました。

営業収益につきましては、当社が基軸として掲げる「ホームセンターは、農業、園芸、資材、金物、工具、ワーキングの専門店である」を基本理念とした園芸農業、建築資材・作業工具関連部門を中心に品揃えの強化に継続して取り組みました結果、概ね堅調に推移いたしました。特に園芸農業・園芸植物関連部門は好調で、家庭園芸の浸透や商品力及び鮮度管理強化のための人員配置、教育の成果の他、春の大型連休中の好天をはじめ、季節ごとに天候に恵まれたこともあり、家電製品も含め好調に推移いたしました。また、建築資材・作業工具部門・電気パーツにつきましては、原材料価格の高騰からくる店頭価格の上昇による買い控えが懸念されましたが、プロユースの取り込みに注力し、品揃えの充実と店頭在庫確保に取り組み、多少の影響はあったものの、概ね堅調に推移いたしました。一方、家庭用品、日用雑貨部門におきましては、感染症対策需要の反動減や、物価上昇による顧客の慎重な購買行動等が影響し、勢いを欠くものとなりました。

売上高において関連事業は前年比減少したものの、主力のホームセンター事業は既存店の底上げ及び新店4店の出店効果により前年比増加いたしました。販売費及び一般管理費につきましては、エネルギーコストの上昇や新店経費の増加及びベースアップ、最低賃金の上昇等による人件費の増加がありましたが、その他の一般管理費等のコスト管理に努めました結果、営業利益、経常利益、当期純利益は当初の目標を上回ることができました。

店舗につきましては、ホームセンター4店の開店と、1店の全面改装を実施し、新店への移転に伴う閉店も含むホームセンター5店を閉店いたしました。これにより、当事業年度末の店舗数は129店（ホームセンター125店、ブックセンター4店）となり、前事業年度末比1店の減少となりました。また、売場面積は256,470平方メートルで、前事業年度末比8,200平方メートル（3.3%）の増加となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益（売上高及び営業収入）は449億6千4百万円となりました。うち売上高は440億5千7百万円となり、営業収入は9億6百万円となりました。

商品別売上高では、家庭雑貨・家庭電器が119億9千2百万円、園芸農業・資材工具が237億9千2百万円、趣味・嗜好が75億8千4百万円、その他の売上が3百万円、関連事業が6億8千5百万円となりました。

損益面におきましては、営業利益は9億6百万円、経常利益は9億2千2百万円、当期純利益は3億8千2百万円となりました。

なお、当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を適用しており、前事業年度と収益の会計処理が異なることから、増減額及び前年度比（%）を記載せずに説明しておりますが、前事業年度に当該会計基準等を適用したと仮定した概算値との対前年度増減率は、営業収益で前年度比1.2%増（うち、売上高で同1.2%増、営業収入で同1.9%増）、営業利益で同26.2%減、経常利益で同26.6%減、当期純利益で同36.5%減となります。

(2) 商品別売上高の状況

(単位 百万円)

区 分	第59期 2020年2月期	第60期 2021年2月期	第61期 2022年2月期	第62期(当事業年度) 2023年2月期
家庭雑貨・家庭電器	12,008 (28.3) %	13,880 (28.8) %	12,158 (26.4) %	11,992 (26.7) %
園芸農業・資材工具	20,576 (48.6)	23,922 (49.7)	23,552 (51.1)	23,792 (52.9)
趣味・嗜好	7,094 (16.8)	7,482 (15.5)	7,624 (16.5)	7,584 (16.9)
その他	4 (0.0)	3 (0.0)	3 (0.0)	3 (0.0)
関連事業	1,031 (2.4)	1,081 (2.2)	995 (2.2)	685 (1.5)
売上高合計	40,715 (96.1)	46,370 (96.2)	44,334 (96.2)	44,057 (98.0)
営業収入	1,660 (3.9)	1,811 (3.8)	1,771 (3.8)	906 (2.0)
営業収益(売上高 及び営業収入合計)	42,375 (100.0)	48,181 (100.0)	46,106 (100.0)	44,964 (100.0)

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
 2. ()内数字は、構成比率であります。
 3. 商品別売上高の各構成内容は次のとおりであります。
- 家庭雑貨・家庭電器……………台所用品、家庭用品、日用消耗品、家電製品、
寝装・インテリア等
 - 園芸農業・資材工具……………家庭園芸用品、農業用品、工具・建築金物、
塗料・作業用品等
 - 趣味・嗜好……………ペット用品、オフィス・店舗用品等
 - その他……………消耗品等
 - 関連事業……………書籍・CD・DVD等

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は30億6千4百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当事業年度中に完成した主要設備

名称	区分	所在地	売場面積 (㎡)	開店年月	内容
妹尾店	新設 (建替)	岡山県岡山市	2,219	2022年7月	ホームセンター店舗
浜村店	新設 (建替)	鳥取県鳥取市	2,975	2022年9月	同上
加西店	新設 (建替)	兵庫県加西市	4,321	2022年10月	同上
長船店	新設	岡山県瀬戸内市	3,364	2022年12月	同上

② 当事業年度末継続中の主要設備の新設、拡充

名称	区分	所在地	売場面積 (㎡)	開店(予定)年月	内容
京丹波店	新設	京都府船井郡 京丹波町	3,438	2023年4月	ホームセンター店舗
野上店	新設	和歌山県海南市	3,179	2023年7月	同上

③ 重要な固定資産の除却、売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

当事業年度における設備資金は、自己資金及び借入金で賄っております。

(5) 対処すべき課題

国内外における新型コロナウイルスの感染拡大により、日本経済の先行きが懸念される状況にあります。また、小売業におきましても、継続する人口減少により市場規模が縮小していく中で、業種業態を問わず企業間競争は熾烈を極めております。加えて、人手不足、人口減少社会により、事業にとって必要な人材の確保が難しくなっております。

こうした状況のもと、当社は次の課題に取り組んでまいります。

「地方都市、中山間地、離島のなくてはならないインフラになろう」の志・経営理念のもとに、「ホームセンターは、農業、園芸、資材、金物、工具、ワーキングの専門店である」の基軸に基づき、商品・販売施策強化と修理、貸出、技術提供等のサービス面の充実を図ってまいります。一方、ブックセンター事業を含め、地域インフラの充実整備に努めます。

事業活動におきましては、人件費単価の上昇に対して生産性を向上することやその他の経費の縮減に努めてまいります。

加えて、財務面におきましても、経営資源を最大限に有効活用し、企業体質及び財務体質の強化に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況

区 分	第59期 2020年2月期	第60期 2021年2月期	第61期 2022年2月期	第62期(当事業年度) 2023年2月期
営業収益 (売上高及び営業収入) (百万円)	42,375	48,181	46,106	44,964
経常利益 (百万円)	250	2,259	1,261	922
当期純利益 (百万円)	86	1,372	606	382
1株当たり当期純利益 (円)	10.77	170.18	74.96	47.16
純資産 (百万円)	10,602	11,898	12,454	12,724
総資産 (百万円)	35,667	35,129	34,637	37,879

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

下記の1社は子会社であります。重要性が乏しいものとして、連結の範囲から除外しております。

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ジャストサービス株式会社	3,000千円	100%	保 険 代 理 業 等

(8) 主要な事業内容

当社は住関連用品を販売するホームセンターを中心として、その他に書籍販売を営む小売業であります。

店舗数は2023年2月末現在129店であり、その他に商品保管及び店舗への商品供給を目的として、5箇所の物流センターを運営しております。

その取扱主要品目は、台所用品、家庭用品、日用消耗品、家電製品、寝装・インテリア、家庭園芸用品、農業用品、工具・建築金物、塗料、作業用品、ペット用品、オフィス・店舗用品、消耗品、書籍、CD・DVD等であり、販売方法は、セルフサービス方式を主体とした直営店で店頭現金小売を基本としております。

(9) 主要な営業拠点

- ① 本社（管理本部） 島根県益田市
- ② 営業本部 広島県安芸郡府中町
- ③ 店舗

府 県 名 (店 舗 数)	営 業 店 名
島 根 県 (21店)	川津店、浜田店、大社店、下本郷店、西郷店、江津店、益田店、出雲南店、大田店、横田店、川本店、六日市店、大東店、平田店、飯南店、大庭店、安来店、神西店、ブックセンター大田店、ブックセンター浜田店、ブックセンター高津店
山 口 県 (23店)	東萩店、緑町店、岩国店、平生店、大島店、新南陽店、厚狭店、彦島店、常盤店、徳佐店、菊川店、滝部店、通津店、湯田店、川棚店、光店、厚南店、須々万店、南岩国店、周南店、岩国インター店、深溝店、棕野店
広 島 県 (32店)	熊野店、五日市店、安芸津店、吉田店、黒瀬店、庚午店、沼隈店、千代田店、大崎店、芸北店、仁保店、佐伯店、可部南店、安芸府中店、甲山店、竹原店、大野店、沼田店、庄原店、東城店、高屋店、廿日市店、F C水呑店、吉舎店、音戸店、中庄店、戸河内店、八本松店、大柿店、豊栄店、大竹店、ブックセンター庄原店
岡 山 県 (13店)	津高店、高梁店、矢掛店、津山店、吉井店、吉備津店、落合店、新見店、御津店、岡山神崎店、茶屋町店、妹尾店、長船店
鳥 取 県 (12店)	用瀬店、郡家店、駅南店、淀江店、安倍店、西倉吉店、久米店、岩美店、境港店、伯耆店、北栄店、浜村店
兵 庫 県 (14店)	神崎店、和田山店、豊岡店、書写店、兵庫春日店、日高店、出石店、稲美店、網干店、山南店、西脇店、社店、柏原店、加西店
京 都 府 (5店)	網野店、綾部店、マイン峰山店、福知山店、西舞鶴モール店
和 歌 山 県 (5店)	古屋店、貴志川店、下津店、高野口店、和佐店
奈 良 県 (3店)	五條店、香芝店、西ノ京店
三 重 県 (1店)	名張店

④ 物流センター

県名	事業所数	所在地
広島県	1箇所	東広島市
	1箇所	安芸高田市
	1箇所	山県郡北広島町
兵庫県	2箇所	三木市、篠山市

(10) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
578名	2名	42.5歳	19.1年

(注) 上記従業員数は、正社員（正社員に準ずる者を含む）の期末在籍者数から、出向派遣者を除き、出向受入者を加えた就業人員を記載しております。また、契約社員123名、パートタイマー694名（期中平均、1日平均8時間換算）は含んでおりません。なお、期末日現在で、出向者の受入はありません。

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社 山陰合同銀行	5,916
株式会社 山口銀行	1,448
株式会社 伊予銀行	961
株式会社 日本政策投資銀行	934
株式会社 三井住友銀行	800
株式会社 もみじ銀行	787
株式会社 中国銀行	671
株式会社 みずほ銀行	608
株式会社 広島銀行	71
株式会社 商工組合中央金庫	32

(注) 借入金残高の百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,110,918株 (自己株式 220,246株を除く。)
- (3) 株主数 8,417名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 株	持株比率 %
飯塚 正	2,247,500	27.71
有限会社サンデーズ	1,071,600	13.21
株式会社山陰合同銀行	365,266	4.50
ジュンテンドー社員持株会	351,008	4.33
アイリスオーヤマ株式会社	223,172	2.75
株式会社山口銀行	170,300	2.10
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	149,600	1.84
山 令 子	141,600	1.75
大 田 圭 子	141,200	1.74
J - N E T 株式会社	129,700	1.60

- (注) 1. 当社は自己株式を220,246株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
飯塚 正	代表取締役社長	ジャストサービス株式会社 取締役
森川 修	常務取締役 (営業本部長)	
小田 恭司	常務取締役 (管理本部長兼ブックセンター 営業部長)	ジャストサービス株式会社 代表取締役社長
永井 智寛	取締役 (情報システム部長)	——
田中 浩司	取締役 (総務人事部長)	——
松浦 誠	取締役 (店舗開発部長)	——
重白 定之	取締役 (商品事業部長)	——
藤井 恭司	取締役 (販売事業部長兼店舗統括部長)	——
尾原 司	取締役 (管理本部副本部長兼経営企画 室長)	——
村上 正行	取締役	——
濱廣 一雄	常勤監査役	ジャストサービス株式会社 監査役
羽柴 克郎	監査役	——
牛尾 義昭	監査役	——

- (注) 1. 取締役村上正行氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役羽柴克郎氏及び牛尾義昭氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役小林 仁氏は2022年5月27日開催の第61回定時株主総会の終結の時をもって辞任により退任いたしました。
 4. 監査役牛尾義昭氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 取締役村上正行氏並びに監査役羽柴克郎氏及び牛尾義昭氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

6. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は以下のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
森川 修	常務取締役	常務取締役 営業本部長	2023年3月1日付
重白 定之	取締役 営業本部長兼商品事業部長	取締役 商品事業部長	2023年3月1日付
尾原 司	取締役 管理本部副本部長兼経営企画室長兼総務部長	取締役 管理本部副本部長兼経営企画室長	2023年3月1日付
田中 浩司	取締役	取締役 総務人事部長	2023年3月1日付

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、社是「関わる人々の幸せに貢献できる会社を創造しよう」と「地方都市、中山間地、離島のなくてはならないインフラになろう」の志・経営理念及び「ホームセンターは、農業、園芸、資材、金物、工具、ワーキングの専門店である」の基軸のもと、地域社会に貢献し長期的な繁栄と成長をすることを目指しております。

報酬体系については、短期的な利益偏重になることなく、上記の実現を図る環境の構築を重視しているため、一時的な利益変動に連動させる報酬体系を採用せず、固定報酬のみを毎月1回支払うものとしております。

各取締役の報酬については、株主総会決議の範囲内で役位に応じて定められた基本報酬をベースに、前期の業績並びに今後の見通しを踏まえ、代表取締役が取締役会に諮って決定しております。

また、各監査役の報酬は株主総会で決定した報酬総額の範囲内において監査役が協議のうえ、決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、当該決定方針に整合していることを確認し決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役については1991年11月25日開催の第30回定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議されており（同定時株主総会終結時の取締役の員数は9名）、監査役については1990年11月26日開催の第29回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております（同定時株主総会終結時の監査役の員数は3名）。

3) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	94,221	94,221	—	—	11
(うち社外取締役)	(3,600)	(3,600)	(—)	(—)	(1)
監査役	16,680	16,680	—	—	3
(うち社外監査役)	(4,800)	(4,800)	(—)	(—)	(2)
合計	110,901	110,901	—	—	14
(うち社外役員)	(8,400)	(8,400)	(—)	(—)	(3)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役8名の使用人分給と等及び賞与59,727千円を支給しております。
2. 事業年度末日現在の取締役の人数は10名（社内取締役9名、社外取締役1名）、監査役の人数は3名（社内監査役1名、社外監査役2名）で取締役のうち使用人兼務取締役の人数は6名であります。
3. 当社は2004年5月25日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同定時株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、就任時から2004年2月29日までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額を限度としております。

(4) 役員賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社及び当社の子会社のすべての取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における活動状況

氏名	村上 正行
地位	取締役
主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、元公務員として豊富な経験と幅広い知見から、取締役会の審議等に関して必要に応じて適宜質問及び発言を行うなど、コンプライアンス経営の強化に向けた当社の経営方針に関して尽力いただいております。

氏名	羽柴 克郎
地位	監査役
主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会12回すべて、監査役会12回すべてに出席し、主に司法書士としての専門的知見から、取締役会及び監査役会の審議等に関して必要に応じて適宜質問及び発言を行うなど、中立・客観的な立場から経営を監視していただいております。

氏名	牛尾 義昭
地位	監査役
主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会12回すべて、監査役会12回すべてに出席し、主に税理士としての専門的知見から、取締役会及び監査役会の審議等に関して必要に応じて適宜質問及び発言を行うなど、中立・客観的な立場から経営を監視していただいております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	26,000千円

(注) 監査役会は、監査計画と実績の対比及び監査実績の分析・評価の結果を踏まえ、また、職務の執行状況等を確認し、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」等を参考に検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意を行っています。

(3) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 26,000千円

(注) 1. 上記(2)項及び(3)項の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記(2)項及び(3)項の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当したと認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、「関わる人々の幸せに貢献できる会社を創造しよう」を経営理念としております。お客様に新鮮でより快適な住まいと、暮らしを営んでいただくための生活提案を行い、より良い品をより安く提供するを基本理念として、「お客様に感謝の気持ちと、お客様の立場に立った」いっそうのサービスをすることを行動理念とし生活を応援しております。

当社はこうした経営理念の実現を通して、「地方都市、中山間地、離島のなくてはならないインフラになろう」の志のもと、地域社会に貢献し、また、昨今における急激な経営環境の変化に迅速・的確に適応し、長期的な繁栄と成長を目指しております。

このため、当社は、経営の透明性・健全性を高めるため自己牽制力のある組織に改善するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の確立を実現してまいりました。

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、社是「関わる人々の幸せに貢献できる会社を創造しよう」を経営理念とし、「私たちの誓い」を行動規範として社内に徹底します。

コンプライアンス経営を推進するため全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会（事務局）を設置するとともに、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルを制定しています。

監査室は、会社の業務執行状況を監視し定期的に取り締役会へ報告します。

「社内通報規程」に基づく社内通報制度を制定し、重要な企業倫理違反の早期発見と防止を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他の定例会議の議事録は、文書管理規程に基づき保存、管理を行います。

取締役会議事録、その他の定例会議の議事録は、必要に応じて閲覧ができるよう整備します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危機に関しては、「リスク管理規程」の定めることに基づき常務取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、当社及び子会社全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行い、これを運用します。

また、リスク管理委員会は、内部統制委員会、情報管理委員会とリスク管理に関し緊密に連携し、内部統制委員会のもとで適切なリスク対策を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催しています。

また、取締役会で決議された条件の中で、経営会議において決議・協議を行う条件が付与された案件は、経営会議を開催して決議・協議を行います。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、効率的に執行ができるように定めています。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社企業グループは、「子会社管理規程」を定めコンプライアンスマニュアル及び社内通報制度をグループ共通とし、コンプライアンス委員会がグループ全体を統括するコンプライアンス経営を行います。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため使用人を置くことを監査役が求めたときは、社内で必要な体制をとります。

また、使用人の取締役からの独立性を確保するため、同使用人は監査役の指示に従い職務を行うものとし、その任命、評価等は監査役会と協議して行います。

⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役等は、監査役会と取締役とが、あらかじめ協議し定めた事項について監査役会に報告する体制をとっています。

⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を社内に周知徹底します。

⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き等に関する事項

当社は、監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の手続き等について、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、取締役からの業務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧等を通じ、取締役会の意思決定の過程、及び取締役の業務執行について監査の実効性の確保を図っています。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全性に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求は断固拒否し、これらとの係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないことを基本方針とします。

⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

上記に記載しています当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況は、定期的に内部統制委員会（前期10回開催）を開催し、運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況を協議・検証し、リスク管理委員会、情報管理委員会と連携し、講じた是正・改善状況及び再発防止策等並びに業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施した結果を、半期ごとに取締役会へ報告することで適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、コンプライアンスについては社員階層別研修において講義を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,933,626	流動負債	13,065,591
現金及び預金	1,301,317	支払手形	122,989
売掛金	313,985	電子記録債権	4,144,232
商品	13,697,224	買掛金	3,001,727
貯蔵品	39,091	短期借入金	1,100,000
前払費用	264,856	1年内返済予定の長期借入金	2,468,044
建設協力金	93,220	リース債権	90,498
その他	223,930	未払金	570,067
固定資産	21,946,251	未払費用	392,118
有形固定資産	17,323,966	未払法人税等	191,574
建物	8,972,010	預り金	42,951
構築物	817,828	前受収益	48,566
機械装置	109,838	賞与引当金	169,611
器具備品	701,769	店舗閉鎖損失引当金	5,573
土地	6,014,402	設備関係支払手形	357,940
リース資産	173,894	資産除去債	1,400
建設仮勘定	534,221	契約負債	353,519
無形固定資産	307,253	その他	4,776
借地権	51,208	固定負債	12,089,719
ソフトウェア	198,501	長期借入金	8,664,894
電話加入権	7,398	リース債権	127,699
リース資産	20,854	預り敷金	249,024
その他	29,289	退職給付引当金	2,344,641
投資その他の資産	4,315,031	資産除去債	568,868
投資有価証券	367,925	その他	134,591
関係会社株	3,000	負債合計	25,155,311
出資	312	(純資産の部)	
長期貸付金	1,994	株主資本	12,633,812
長期前払費用	751,076	資本	4,224,255
前払年金費用	3,900	資本剰余金	4,011,275
繰延税金資産	426,023	資本準備金	3,999,241
建設協力金	833,864	その他資本剰余金	12,034
敷金の	1,666,375	利益剰余金	4,494,101
その他	260,559	利益準備金	715,126
資産合計	37,879,877	その他利益剰余金	3,778,975
		別途積立金	1,319,189
		繰越利益剰余金	2,459,785
		自己株式	△95,820
		評価・換算差額等	90,753
		その他有価証券評価差額金	90,753
		純資産合計	12,724,566
		負債純資産合計	37,879,877

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		44,057,870
売上原価		30,856,297
売上総利益		13,201,572
営業収入		
不動産賃貸収入	550,251	
その他の営業収入	356,609	906,861
営業総利益		14,108,433
販売費及び一般管理費		13,201,907
営業利益		906,526
営業外収益		
受取利息	10,493	
受取配当金	15,063	
受取手数料	6,905	
受取保険金	15,662	
雑収入	41,363	89,488
営業外費用		
支払利息	61,542	
雑損	11,626	73,168
経常利益		922,845
特別利益		
固定資産売却益	80,997	
賃貸借契約解約益	4,800	
受取補償金	6,236	92,034
特別損失		
固定資産売却損	15,387	
固定資産除却損	56,309	
減損損	254,870	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	5,573	
リ－入解約損	623	332,764
税引前当期純利益		682,115
法人税、住民税及び事業税	327,161	
法人税等調整額	△27,607	299,553
当期純利益		382,561

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位 千円)

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
2022年3月1日 期 首 残 高	4,224,255	3,999,241	12,034	4,011,275	715,126	1,319,189	2,238,480	4,272,796
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	-	-	-	-	△39,579	△39,579
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,224,255	3,999,241	12,034	4,011,275	715,126	1,319,189	2,198,900	4,233,216
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△121,676	△121,676
当期純利益	-	-	-	-	-	-	382,561	382,561
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	260,885	260,885
2023年2月28日 期 末 残 高	4,224,255	3,999,241	12,034	4,011,275	715,126	1,319,189	2,459,785	4,494,101

	株 主 資 本			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	評価・換算 差 額 等 その他有価 証券評価差 額 金	
2022年3月1日 期 首 残 高	△95,730	12,412,596	42,250	12,454,847
会計方針の変更による 累積的影響額	-	△39,579	-	△39,579
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△95,730	12,373,017	42,250	12,415,267
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	△121,676	-	△121,676
当期純利益	-	382,561	-	382,561
自己株式の取得	△89	△89	-	△89
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	48,503	48,503
事業年度中の変動額合計	△89	260,795	48,503	309,299
2023年2月28日 期 末 残 高	△95,820	12,633,812	90,753	12,724,566

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。ただし、配送センター在庫は、移動平均法による原価法によっております。

② 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法によっております。

ただし、1998年4月以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアの減価償却方法は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が2009年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

④ 長期前払費用……………均等償却をしております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 店舗閉鎖損失引当金……………店舗閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（退職一時金制度については5年、確定給付企業年金制度については1年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①商品の販売にかかる収益認識

ホームセンター事業における店舗での不特定多数の一般顧客への商品の販売を主たる事業とし、これら商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で商品の支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、顧客に対する商品等の提供における当社の役割が代理人に該当すると判断される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先へ支払う対価の総額を控除した純額で収益を認識しております。

また、これら商品販売の対価は、商品の引き渡し時点から1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

②自社ポイント制度にかかる収益認識

ポイントカード会員に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で履行義務を充足した額を収益として認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下「収益認識会計基準等」という。)を当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

1. 代理人取引に係る収益認識

顧客に対する商品等の販売に係る収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客に対する商品等の提供における当社の役割が代理人に該当すると判断される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先へ支払う対価の総額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

2. 自社ポイント制度に係る収益認識

当社が発行するポイントカードによるポイントプログラムに入会した顧客に対して商品等の販売時に付与したポイントについて、従来は将来使用されると見込まれる額をポイント引当金に負債計上し、ポイント引当金繰入額を費用計上しておりましたが、当該ポイントの付与が顧客に重要な権利を提供するものであるため、付与したポイントを履行義務として識別し、将来のポイント使用見込額を収益から控除するとともに、ポイント使用時に履行義務を充足した額を収益として認識する方法に変更しております。

3. センターフィーの取扱い

当社が運営する物流センターに納入される商品を店舗へ配送する対価について、従来は仕入先から受け取る当該対価の総額を収益に計上する一方、店舗への配送に関する作業を外部委託し、発生した費用の総額を販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、商品の納入とその配送のサービスの関連性について検討した結果、これらは一体の取引にあたと判断し、当該損益は仕入先へ支払う商品等の対価の一部を構成するものとして、収益と費用の純額を売上原価に含む方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は8億9千1百万円減少し、売上原価は9億2千3百万円減少し、売上総利益は3千1百万円増加し、営業収入は8億9千5百万円減少しております。また、販売費及び一般管理費は8億6千5百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ1百万円増加しております。繰越利益剰余金の当期首残高は3千9百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」に相当する金額は、当事業年度の貸借対照表より「契約負債」として表示しております。加えて、前事業年度の損益計算書において、「営業収入」に表示していた「業務受託収入」は、当事業年度より「その他の営業収入」に含めております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

また、(金融商品に関する注記)において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	17,323,966千円
無形固定資産	307,253千円
投資その他の資産	679,816千円
減損損失	254,870千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)算出方法

当社は、原則として各店舗を基本単位としてグルーピングをしております。また、同一敷地内の複合施設につきましては1つの資産グループとしてグルーピングをしております。

各資産グループについて、継続して営業損益がマイナスとなっている等の減損の兆候が識別された資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が帳簿価額を下回るものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか高い方としております。

(2)主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、売上高の予測を主要な仮定としております。売上高の予測においては、各店舗の過去の売上実績を基礎とした売上高変動率を用いております。

3. 翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りに用いた主要な仮定は、消費マインドの変化や、競合店舗の出店等による商圈環境の変化などの影響を大きく受けるため、不確実性を伴うものであります。したがって、これらの仮定の前提となる状況の変化等により、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保提供資産

(帳簿価額)

土地

3,750,090千円

建物

590,467千円

計

4,340,558千円

担保されている債務

短期借入金及び長期借入金 (1年内返済予定含む)

3,892,500千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

21,766,409千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権

195千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

営業取引高

営業収入

240千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

8,331,164株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

220,246株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基準日	効 力 発 生 日
2022年5月27日 定時株主総会	普通株式	121,676千円	15円00銭	2022年 2月28日	2022年 5月30日

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株 式 の 種 類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効 力 発 生 日
2023年5月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	121,663千円	15円00銭	2023年 2月28日	2023年 5月29日

5. 当事業年度の末日において会社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

建設協力金及び敷金は主として新規出店時に賃貸物件を利用する際の貸主に対して差し入れる建設協力金及び敷金であり、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに取引先ごとの信用状況を把握する体制をとっております。

営業債務である買掛金、電子記録債務、未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日のものであります。

短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主として設備投資に係る資金調達であります。これらにつきましては、金利動向によっては、利息の負担増など、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。資金調達を行う際は、金利動向を十分に把握して、利息負担を管理する方針であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	338,749	338,749	—
(2) 建設協力金 (※2)	927,085	935,394	8,309
(3) 敷金	1,666,375	1,526,717	△139,657
資産計	2,932,210	2,800,862	△131,348
(1) 長期借入金 (※3)	11,132,938	11,040,790	△92,147
負債計	11,132,938	11,040,790	△92,147

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」、「設備関係支払手形」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 貸借対照表では流動資産にある、1年以内に償還される建設協力金（貸借対照表計上額93,220千円）も含めて表示しております。

(※3) 貸借対照表では流動負債にある、1年内返済予定の長期借入金（貸借対照表計上額2,468,044千円）も含めて表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	3,000
非上場株式	29,175
合計	32,175

非上場株式については、「資産 (1) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	338,749	—	—	338,749
資産計	338,749	—	—	338,749

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
建設協力金	—	935,394	—	935,394
敷金	—	1,526,717	—	1,526,717
資産計	—	2,462,112	—	2,462,112
長期借入金	—	11,040,790	—	11,040,790
負債計	—	11,040,790	—	11,040,790

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、取引所の価格によっております。取引所における取引は活発な市場での取引であるため、レベル1の時価に分類しております。

建設協力金及び敷金

国債の利回り等適切で観察可能な指標で割り引いた現在価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	24,541千円
賞与引当金	51,663千円
退職給付引当金	714,177千円
契約負債	107,681千円
減価償却費	97,302千円
減損損失累計額	748,324千円
資産除去債務	173,703千円
その他	45,298千円
繰延税金資産小計	1,962,694千円
評価性引当額	△1,436,598千円
繰延税金資産合計	526,095千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△35,776千円
資産除去債務に対応する除去費用	△63,107千円
前払年金費用	△1,188千円
繰延税金負債合計	△100,072千円
差引：繰延税金資産の純額	426,023千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.46%
(調整)	
住民税均等割	8.74%
評価性引当額	4.56%
永久差異	0.17%
その他	△0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.92%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、灯油給油販売施設について、リース契約により使用しております。

当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額	99,797千円
当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	55,965千円
当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	43,832千円

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位 千円)

		ホームセンター	関連事業	合計
売上高	家庭雑貨・家庭電器	11,992,044	—	11,992,044
	園芸農業・資材工具	23,792,776	—	23,792,776
	趣味・嗜好	7,584,039	—	7,584,039
	その他	3,142	685,867	689,010
営業収入		322,337	34,271	356,609
顧客との契約から生じる収益		43,694,340	720,139	44,414,479
その他の収益		549,735	516	550,251
外部顧客への売上高		44,244,076	720,655	44,964,731

(注) 1. 関連事業の内容は、書籍・CD・DVD等であります。

2. 「その他の収益」は、不動産賃貸収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位 千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	231,261
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	313,985
契約負債(期首残高)	331,703
契約負債(期末残高)	353,519

契約負債は、当社が発行するポイントカードによるポイントプログラムに入会した顧客(以下「ポイントカード会員」)に対して主に商品の販売時に付与したポイントを履行義務として識別したもののうちの将来のポイント使用見込額であります。契約負債は、主にポイントカード会員が商品の購入時にポイントを使用した時点で収益を認識し、取り崩されます。

なお、当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。また、当事業年度において、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高に重要な変動はありません。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当期末時点で、未充足(又は部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格の総額は353,519千円であります。当該履行義務は、ポイントカード会員に対して付与したポイントの使用に関するものであり、おおむね期末日後1年以内に76%、残りの24%がその後6年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,568円82銭
2. 1株当たり当期純利益	47円16銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 退職給付関係に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社が採用している退職給付制度は、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度であります。
また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,793,233千円
勤務費用	151,761千円
利息費用	15,642千円
数理計算上の差異の発生額	41,369千円
退職給付の支払額	△184,818千円
退職給付債務の期末残高	2,817,188千円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	419,707千円
期待運用収益	5,246千円
数理計算上の差異の発生額	△3,954千円
事業主からの拠出額	40,686千円
退職給付の支払額	△25,030千円
年金資産の期末残高	436,655千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	443,410千円
年金資産	△436,655千円
	6,755千円
非積立型制度の退職給付債務	2,373,778千円
未積立退職給付債務	2,380,533千円
未認識数理計算上の差異	△39,792千円
未認識過去勤務費用	－千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,340,740千円
退職給付引当金	2,344,641千円
前払年金費用	△3,900千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,340,740千円

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	151,761千円
利息費用	15,642千円
期待運用収益	△5,246千円
数理計算上の差異の費用処理額	6,954千円
過去勤務費用の費用処理額	－千円
確定給付制度に係る退職給付費用	169,112千円
⑤ 年金資産に関する事項	
生保一般勘定	100%
合計	100%
⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
割引率	0.6%
長期期待運用収益率	1.3%
予想昇給率	3.1%

2. 減損会計に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	旧日本倉庫（島根県益田市）外合計11店舗等
用 途	倉庫、店舗等
種 類	土地、建物等

当社は、原則として店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。また、同一敷地内の複合施設につきましては1つの資産グループとしてグルーピングをしております。

主に収益性が低下した上記の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失254,870千円（土地141,141千円、建物97,054千円、借地権5,270千円、長期前払費用7,736千円、その他3,667千円）として特別損失に計上いたしました。

資産グループの回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額によっております。使用価値につきましては、将来キャッシュ・フローを1.7%で割り引いて算定しており、正味売却価額につきましては、主として重要な資産は不動産鑑定士による不動産鑑定評価により、それ以外の資産は不動産鑑定評価に準ずる方法等により算定しております。

3. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物等の耐用年数（主に34年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に2.118%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	531,286千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	29,982千円
時の経過による調整額	8,999千円
期末残高	<u>570,268千円</u>

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年4月10日

株式会社 ジュンテンドー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	俵	洋	志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	藤	顕 広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジュンテンドーの2022年3月1日から2023年2月28日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、コンプライアンス委員会、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を会計監査人から受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2023年4月12日

株式会社ジュンテンドー 監査役会

常勤監査役 濱 廣 一 雄 ㊞

社外監査役 羽 柴 克 郎 ㊞

社外監査役 牛 尾 義 昭 ㊞

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円
配当総額は121,663,770円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年5月29日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	飯塚 正 (1959年12月15日生)	1987年3月 野村証券(株)退社 1987年3月 当社入社 1994年11月 取締役 1997年11月 常務取締役 1999年5月 営業本部長 2000年3月 開発本部長 2005年5月 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) ジャストサービス(株) 取締役	2,247,500株
	<<取締役候補者とした理由>> 1994年に取締役に就任し、2005年5月からは代表取締役社長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。業務に関する知識および経験を引き続き活かして、当社の経営管理ならびに企業価値向上に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	おだ きよつ し 小田恭司 (1959年4月22日生)	1990年4月 当社入社 2006年3月 商品Ⅰ部長 2016年3月 総務部長 兼経営企画室長 2017年5月 取締役 2018年12月 関連営業部ブック担当部長 2019年3月 ブックセンター営業部長 2020年3月 経営企画室長 兼ブックセンター営業部長 2020年5月 管理本部長 (現任) 2021年4月 ブックセンター営業部長 (現任) 2022年5月 常務取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ジャストサービス(株)代表取締役社長	12,700株
		<<取締役候補者とした理由>> 商品Ⅰ部長、総務部長、経営企画室長、管理本部長を務め、営業部門、管理部門での豊富な経験や知識を有しており、当社の持続的な企業価値向上に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。	
3	しげ しろ さだ ゆき 重白定之 (1966年1月3日生)	1984年12月 当社入社 2006年3月 商品Ⅱ部長 2020年3月 商品事業部長 (現任) 2020年5月 取締役 (現任) 2023年3月 営業本部長 (現任)	9,300株
		<<取締役候補者とした理由>> 商品Ⅱ部長、商品事業部長、営業本部長を務め、当社の経営管理を的確、公正に遂行できる知識・経験を有しており、当社の持続的な企業価値向上に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	なが い とも ひろ 永井智寛 (1958年6月14日生)	1983年11月 当社入社 2003年5月 販売企画部長 2016年3月 情報システム部長(現任) 2016年5月 取締役(現任)	9,900株
		<<取締役候補者とした理由>> 販売企画部長、情報システム部長を務め、当社の業務に精通し、当社の経営管理を的確、公正に遂行できる知識・経験を有しており、当社の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。	
5	まつ うら まこと 松浦誠 (1961年7月30日生)	2015年10月 (株)山陰合同銀行から当社へ出向 経理部長 2017年5月 (株)山陰合同銀行退社 2017年6月 理事 経理部長 2018年5月 取締役(現任) 2020年5月 管理本部副本部長 2022年5月 店舗開発部長(現任)	6,300株
		<<取締役候補者とした理由>> 経理部長、管理本部副本部長、店舗開発部長を務め、また、銀行業に経験による財務知識により当社の経営管理を的確、公正に遂行できる知識・経験を有しており、当社の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。	
6	ふじ い きょう じ 藤井恭司 (1963年8月2日生)	1982年3月 当社入社 2020年3月 販売事業部長 兼店舗統括部長(現任) 2021年5月 取締役(現任)	7,500株
		<<取締役候補者とした理由>> 販売事業部長、店舗統括部長を務め、当社の業務に精通し、当社の経営管理を的確、公正に遂行できる知識・経験を有しており、当社の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。	

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
7	お ぼら つかさ 尾 原 司 (1962年5月20日生)	2019年6月 (株)山陰合同銀行退社 山陰債権回収(株)代表取締役専務 2021年3月 山陰債権回収(株)退社 2021年4月 当社入社 理事 経営企画室長(現任) 2021年5月 取締役(現任) 2022年5月 管理本部副本部長(現任) 2023年3月 総務部長(現任)	2,000株
	<<取締役候補者とした理由>> 経営企画室長、管理本部副本部長、総務部長を務め、また、銀行業の経験による財務知識により、当社の経営管理を的確、公正に遂行できる知識・経験を有しており、当社の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。		
8	* ふく とみ たつ ろう 福 富 達 朗 (1963年4月12日生)	1986年4月 当社入社 2014年4月 第2店舗指導部長 2023年3月 人事部長(現任)	一株
	<<取締役候補者とした理由>> 第2店舗指導部長、人事部長を務め、営業部門、管理部門での豊富な知識と経験を有しており、当社の持続的な企業価値向上に貢献できる人物と判断し、新たに取締役候補者としてしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
9	村上 正行 <small>むら かし まさ ゆき</small> (1952年9月20日生)	2009年3月 島根県松江警察署長 2011年3月 島根県警察本部交通部長 2012年3月 島根県警察本部警備部長 2013年3月 島根県警察本部退職 2015年5月 当社取締役(現任)	3,900株
≪社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要≫ 元公務員として豊富な経験と幅広い知見を有し、司法に明るいことから、コンプライアンス経営の強化に向けた当社の経営方針に関して、的確な助言をいただくとともに、コーポレートガバナンスの強化を図ることに寄与していただいております。引き続き、当該知見を活かし、独立した立場からの的確な助言を行っていただけることが期待されるため、社外取締役候補者とするものであります。 なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			
10	* 藤山 浩 <small>ふじ やま こう</small> (1959年10月21日生)	1998年4月 島根県中山間地域研究センター 地域研究科研究員 2004年4月 同センター地域研究グループ科長 2009年10月 島根県立連携大学院教授 2013年4月 同センター研究統括監 2017年4月 一般社団法人 「持続可能な地域社会総合研究所」 代表理事・所長(現任) 2020年4月 北海学園大学経済学部客員教授 (現任)	一株
≪社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要≫ 藤山 浩氏は中山間地域政策に精通する学識経験者であります。豊富な経験や知見を当社取締役会に活かすことにより、当社の「地方都市、中山間地、離島のなくてはならないインフラになろう」の志・経営理念の実現に関して、的確な助言をいただけることが期待されるため、新たに社外取締役候補者とするものであります。 なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. *印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 村上正行氏、藤山 浩氏は社外取締役候補者であり、村上正行氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
4. 当社は、定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、その規定により村上正行氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で上記契約と同様の契約を継続する予定であります。
- また、藤山 浩氏の選任が承認された場合、新たに当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2023年6月に当該保険契約を同じ内容にて更新する予定であります。当該保険契約は株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟等により被保険者が負担することになった争訟費用および損害賠償金・和解金等を補償の対象としております。各候補者が再任または選任された場合には各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 当社は、村上正行氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- また、藤山 浩氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

1. 監査役会が昉和監査法人を会計監査人候補者とした理由

監査役会が昉和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制、監査報酬の水準ならびに新たな視点での監査が期待できること等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

2. 会計監査人候補者

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	昉和監査法人
主たる事業所の所在地	広島県広島市中区袋町3-17 シシンヨービル8階
拠点	2拠点（広島、東京）
沿革	2003年4月：西日本監査法人、広島県広島市に設立 2004年4月：日比谷監査法人、東京都港区に設立 2020年9月：西日本監査法人と日比谷監査法人とが合併
概要	出資金 7,500,000円 構成員 代表社員、社員 9人 公認会計士 3人（ほかに非常勤7名） 会計士補等 1人 その他職員 5人 合計 18人(2023年4月1日現在) 監査対象の上場会社数 5社(2023年4月1日現在)

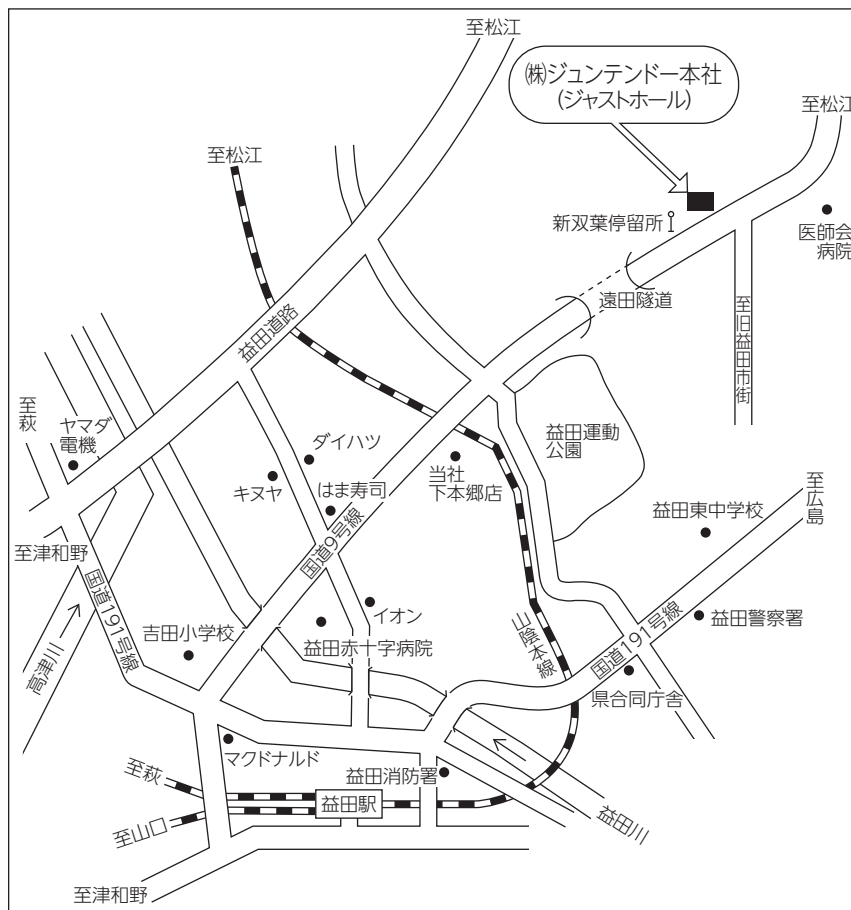
以 上

株主総会会場ご案内略図

島根県益田市遠田町2179番地1

当社本社 (ジャストホール)

電話 0856-24-2400 (代表)



(交通) JR益田駅から石見交通バスで土田、浜田行の新双葉停留所下車徒歩1分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。